

白石区複合庁舎で使用する電力 質問項目及び回答

種類	No.	質問項目	回答
入札	1	入札書に記載する日付はどのようにすればよいか。	入札書の日付は、入札書を作成した日を記載してください。 (入札書提出期限の同日以前となります。)
	2	契約単価積算内訳書の端数処理について指定があれば提示いただきたい。 ・基本料金(小計) ・電力量料金(小計)	両方とも小数点第三位以下を切り捨てた値をご記入ください。
	3	契約単価積算内訳書のその他割引がない場合は、割引・割増欄は空欄でよいか。	空欄で結構です。
仕様	4	自動検針装置は設置されているか。	設置されています。
	5	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を提示いただきたい。	電力契約に影響する工事の予定はございません。
契約	6	落札時の電力切替手続きにおいて、切替に必要な資料(最新請求書1か月分の写し等)の提供を早急に行っていたらどうか。	可能です。必要に応じて、速やかに対応いたします。
	7	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じていただくか。	経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となった場合については、契約書第12条に基づき、発注者と受注者協議の上、契約の全部又は一部を変更することは可能です。
	8	(権利義務の譲渡等)条文を以下に変更又は追加することは可能か。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	本市において、電力契約(単価契約)は当該事由における債権譲渡の承諾の対象外としているため、(権利義務の譲渡等)条文の内容に関し、変更又は追加はできません。
	9	計量日に関する条文を以下に変更又は追加することは可能か。 『計量は毎月1日午前0:00に行う。』	条文の変更又は追加はできませんが、計量日時につきましては契約書第9条に基づき、発注者と受注者が協議の上、各月ごとに定めるものとします。また、契約書に定めのない事項等については契約書第21条に基づき、協議の上定めることは可能です。
	10	契約保証金免除について、札幌市契約規則によると、過去2年間に同規模の電気の入札をしていた場合免除とあるが、規模とは何を指すのか。予定使用電力量を指すということか。	お見込みのとおりです。
	11	No.10に関連して、契約保証金免除となる証明のため、契約書の写しを提出する場合、機密保持のため一部の項目を黒塗り(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)して提出することは可能か。 また、提出はいつどのような形で行えばよいか。	確認項目(※)以外で、機密保持のため黒塗りすることは可能です。 契約書の写しについては、落札決定後、速やかに提出していただく必要があります。提出方法については、FAX、メール(電子データ)を想定しております。 ※確認項目は契約の相手先、契約期間、予定使用電力量、電力種別です。
請求	12	請求書について、供給施設内に複数の入居企業がある場合、企業ごとに請求書を発行する事ができないが、了承いただけるか。	複数の部局が入居しておりますが、請求書はまとめて1通で結構です。
	13	請求書について、翌月15日までの到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日まで)の振込対応は可能か。	支払期限に関しましては、契約書第11条に基づき、請求を受けた日から30日以内に料金を支払うこととしております。
	14	請求書を郵送の代わりにWEBからのダウンロードにて対応いただくことは可能か。	請求書には代表社印の押印が必要なため、原則郵送にてご提出いただけます。ただし、押印に替え印刷等による印影の承認を受けている場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能ですので、落札決定後にご相談ください。また、承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課(011-211-2142)までお問い合わせください。
	15	請求書の内訳をもって検針票(検針結果)に代えているが、了承いただけるか。	請求書の内訳をもって検針票(検針結果)に代えていただいても差支えございません。
他	16	融雪用電力の契約はあるか。	融雪用電力の契約はございません。また、今後の調達見込みもございません。
	17	自家発補給電力の契約はあるか。ある場合は契約電力(kw)を提示いただきたい。	自家発補給電力の契約はございません。また、今後の調達見込みもございません。